

異動の事由にかかわらず令和4年度（2022年1月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは、両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

## 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3										特別徴収義務者指定番号	12345		※市町村ごとに異なります
茨城県 東海村長 殿			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツジョウジ										整理番号	1234		
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課人事労務係	
			代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎											氏名	特徴 花子	
			個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											電話	000-000-0000 (内線 123 )	
給与所得者			受給者番号		フリガナ	ススキ イチロウ	(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収				
123456		氏名	鈴木 一郎 (旧姓)		140,000		6 月から 9 月まで	8 月まで 5 月まで	× × × 8・31	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)					
生年月日		昭和・平成 50 年 1 月 1 日				35,600		104,400		8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。		月分で納入					
個人番号		〇〇県××市△△3-2-1															
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1															
給与の支払を受なくなった後																	

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

税額通知書の住所を記入してください。

異動(退職等)後、住所が変更になる場合に記入してください。

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。	徴収予定	
	徴収予定月日	徴収予定額
	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		
異動者印		

相続人の氏名等		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。
氏名	続柄	
住所		
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)	給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下)
2 (普C)	給与の支払が不定期(例: 毎月の支払が毎月でない)	
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。		給与の支払が不定期(例: 毎月の支払が毎月でない)

該当事項に○印をつけてください。

転勤・再就職等により、新勤務先で特別徴収を継続する場合に記入する欄です。前勤務先では未記入のまま転勤者を通して新勤務先へ回付してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	56789	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	庶務課社員係	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		氏名	特徴 進		
フリガナ	マルバツドウサン カブシキガイシャ		電話	111-111-1111 (内線 222)		
氏名又は名称	○×不動産 株式会社					
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎					

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場企画総務部税務課住民税担当

異動の事由にかかわらず令和4年度（2022年1月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは、両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

### 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後、住所が変更になる場合に記入してください。

令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者) 茨城県 東海村長 殿	住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 12345	※市町村ごとに異なります
フリガナ			カブシキガイシャ マルバツショウジ	整理番号 1234	※市町村ごとに異なります
氏名又は名称			株式会社 ○×商事	課・係 人事課人事労務係	
代表者の職氏名印 個人番号又は法人番号			代表取締役 特徴 太郎	氏名 特徴 花子	
			① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ① ①	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	電話 000-000-0000 (内線 123 )
給与所得者 受給者番号 123456			フリガナ 氏 名	スズキ イチロウ 鈴木 一郎	特別徴収税額(年税額) 140,000 円
生年月日			昭和 平成 50 年 1 月 1 日	特別徴収税額(年税額) 140,000 円	徴収済額 6 月から 9 月まで 8 月まで 5 月まで 35,600 円 104,400 円
個人番号			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	未徴収税額(ア)-(イ) 104,400 円	異動年月日 ××・8・31
1月1日現在の住所			〇〇県××市△△3-2-1	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社倒産 8. その他
給与の支払を受けなくなった後の住所				異動後の未徴収税額の徴収	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 9 月分まで納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収理由

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

一括徴収の理由	徴収予定		氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)
1. 異動が令和××年12月31日までに、申出があったため(8月25日申出)	徴収予定月日 9・20	徴収予定額 104,400 円			2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
2. 異動が令和××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため			住所		3 (普D)	給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)
異動者印			電話		4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

該当事項に○印をつけてください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	フリガナ	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称	代表者の職氏名印	納入書 要・不要	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。  
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
 ↑  
 一括徴収税額(納入額と同額)

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場企画総務部税務課住民税担当

